

KPMG Japan e-Tax News

No.214 21 December 2020



税務情報

国税庁 — 新型コロナウイルス感染症に関するFAQ等の更新

国税庁は 12 月 15 日、新型コロナウイルス感染症に係る様々な税務関連情報を掲載しているページへのリンクや各種資料を掲載している「[新型コロナウイルス感染症に関する対応等について](#)」というページを更新しました。

今回の更新により提供された情報及び資料は以下のとおりです。

■ 確定申告関係

以下のページ等へのリンクが掲載されています。

- [令和 2 年分確定申告における感染症対策について](#)

このページには、確定申告会場における国税庁の感染症対策の取組等を紹介するリーフレットや FAQ 等が掲載されています。

■ 新型コロナウイルス感染症に関する FAQ

国税庁は以前より、新型コロナウイルス感染症に伴う申告手続や納付手続等に関するよくある問合せとそれに対する一般的な回答を掲載する FAQ を公表し、随時更新しています。

今回の更新では、このカテゴリーに掲載されている以下の全ての FAQ 等が更新されました。

- [国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ](#)

いくつかの設問や内容が追加・更新されているほか、改訂前の設問で削除されたものもあります。

たとえば、問 1 は「令和元年分の確定申告について」という新たな設間に置き換えられ、令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税について、新型コロナウイルス感染症の影響によって今後確定申告を予定している場合には、令和 2 年分の確定申告を行うまでに(又は令和 2 年分の確定申告と同時に)行うこと及び令和 2 年分確定申告期限後に申告した場合には、その申告期限までに申告できないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合を除き、原則として期限後申告として取り扱われることなどが記載されています。

- [申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法](#)(PDF 996.7KB)
- [法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法](#)(PDF 644.0KB)
- [相続税の申告・納付期限に係る個別指定による期限延長手続の具体的な方法](#)(PDF 567.9KB)

上記 3 つの資料は、前版においては「FAQ」としていくつかの設問及び申告・納付期限の個別指定による期限延長手続の方法を解説する申告書等のイメージが掲載されていたものでしたが、今回の更新により設問が削除され、資料の名称の末尾も「FAQ」から「具体的な方法」へと変更されました。

■ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

「[新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置](#)」のページの「納税の猶予制度の特例」における「[新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ](#)」に掲載されている、以下の資料が更新されました。

- [国税の納税の猶予制度 FAQ](#)(PDF 302.3KB)

4 つの設問が更新されたが、いずれも補足情報の修正・追記が行われているのみです。

この FAQ の英語版「[Frequently Asked Questions about Grace System for National Tax Payment](#)」(PDF 550.8KB)についても同様の更新が行われています。(この英語版の FAQ は、納税の猶予制度に関する英語のページ「[For taxpayers who face difficulty paying their national tax due to the influence of the novel coronavirus disease \(COVID-19\) \(Last update: December 15, 2020\)](#)」に掲載されています。)

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.